避難訓練の種類

• 図上訓練

・災害図上訓練とは地図との対話

・地図内に施設と避難所が入った地図と頭目―シートを準備

・道路や用水を塗って、地図の上に透明シートを張り、ハザードマップの浸水高を塗り、避難所に行くルートを地図上に書く

・施設内の図面を用意して、垂直避難時への誘導経路を塗る





避難訓練の種類

・情報伝達訓練

・日頃からの気象情報等の確認

・施設内の職員による災害時の役割名簿を作成

・情報伝達方法の確認

・気象情報の見方、避難のスイッチはいつか職員確認





※防災情報

キキクル	検 索

川の防災情報	検 索

重ねるハザードマップ	検 索

避難訓練の種類

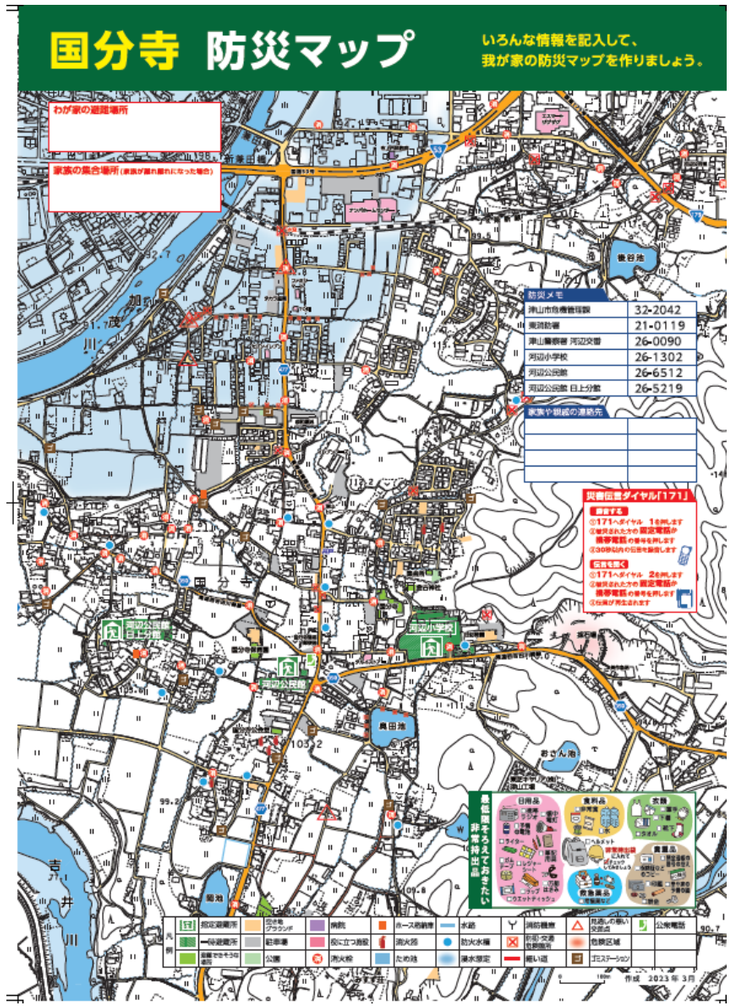
• 避難経路等の確認訓練

・避難先までのまち歩き
　危険個所の把握（用水や溝、マンホール、行止まりの位置など）
　移動時間（歩きと車の場合）の確認

・大雨時における、道路等の安全性の確認

・施設内の車等に関して、移動場所を確認





避難訓練の種類

・立退き避難訓練

・立退き避難 とは災害により危険な場所から安全な場所へ移動して避難する

・立退き避難訓練は，施設外の避難先に利用者を移動させる訓練

・屋内安全確保訓練は、施設の上階などに利用者を移動させる訓練

・施設内移動

⇒車両への移動、徒歩 ⇒ 避難先（利用者の支援）

・訓練は，避難の想定に応じて，避難支援協力者の参加も得て行





避難訓練の種類

・屋内安全確保訓練（垂直避難訓練）

・屋内安全確保訓練は、施設の上階などに利用者を移動させる訓練

・施設上階への移動

（階段・エレベーター）⇒ 上階での利用者の支援





避難訓練の種類

・ 設備・装備品・備蓄品・持ち出し品等の確認訓練

・施設に応じた設備や備蓄品を考える

・利用者の避難に必要なものを確保

・避難先にて必要なものを確保

・備蓄品を考え、リスト化しておく

・備蓄品の保管場所は職員全員が把握

・飲料水や非常食の賞味期限

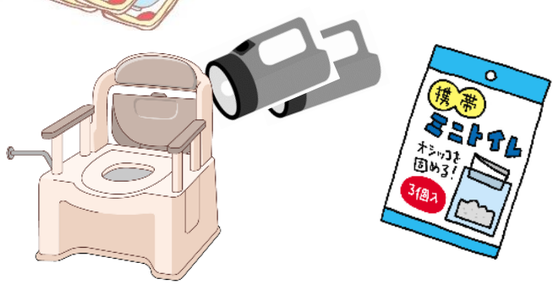
・避難訓練として職員全員参加











避難訓練の種類

・その他の訓練

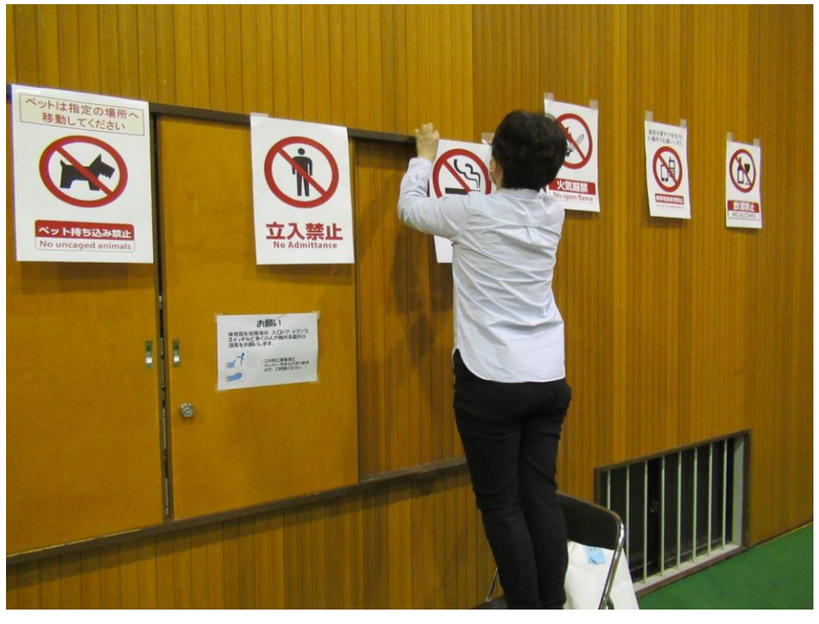
・地域の自主防災会の避難訓練に参加

・地域のイベント等に参加

・施設内でのイベント等に防災についてのお話を行う







ヒント

2. 普段の生活や行事の一部にする。

＊防災や訓練を特別なことにしない。

①一斉に談話室や中庭に集合 + お茶会

②近くの避難所まで、散歩や遠足 + 花見

③避難先でレクリエーション（鑑賞会、趣味、…）

※利用者：避難への慣れや経験をしておく。
※職員：手順などを、頭と身体で覚える。

ヒント

3．地域に助けてもらう、お世話になる。

＊職員だけで全部しようとしない。

①地域の自主防災組織、町内会 ： 危機管理室

②個人や団体のボランティア ： 社協ボラセン

③学校の授業や課外活動 ： 中学、高校、大学

※地域と施設・利用者との繋がりを持つ

（ ※提出不要 ）

11. 利用者緊急連絡先一覧表

12. 緊急連絡網

13. 外部機関等の緊急連絡先一覧表

14. 対応別避難誘導一覧表

15. 防災体制一覧表

【様式8】施設利用者緊急連絡先一覧表

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式8	利用者の緊急連絡先を整理する	連絡先の情報は定期的に確認・更新する。	□

様式8　記載例

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

11　利用者緊急連絡先一覧表

	利用者			緊急連絡先				その他
	氏名	年齢	住所	氏名	続柄	電話番号	住所	（緊急連絡先等）
1	○○○○	84	○市1丁目××△△△△		娘	012-3456-7890	○市1丁目××	090-1234-5678
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								

＜留意事項＞

- 施設利用者の連絡先等の情報は、定期的に確認・更新することが必要です。
- 施設利用者の保護者や家族への緊急時の連絡先や緊急搬送先を整理しておくことが有効です。

作成の手順

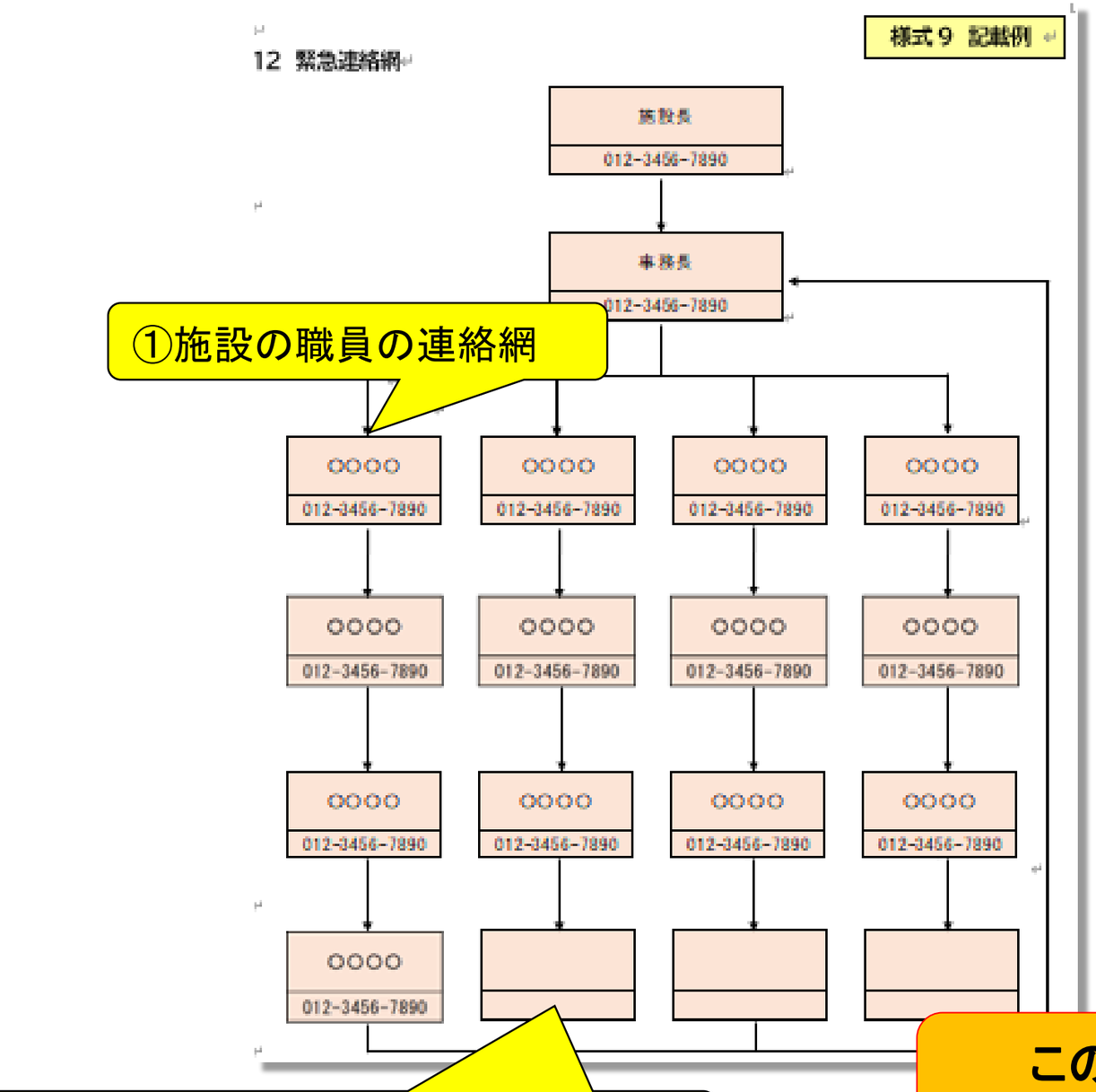
①施設利用者の氏名、年齢、住所を記入する。

②施設利用者の緊急連絡先となる情報（氏名、続柄、電話番号、住所）を記入する。

この様式は提出不要ですが、作成は必要です。
作成後は各施設で様式1～6とともに管理してください

【様式９】緊急連絡網

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式９	職員・保護者の連絡体制を整理する	連絡が途切れないような運用ルールを工夫・共有する。定期的に更新（確認）する。	□



作成の手順

①施設管理者から従業員を含めた施設関係者の緊急連絡網を作成する。

②施設利用者の保護者や家族への緊急連絡体制を整理する。

この様式は提出不要ですが、作成は必要です。
作成後は各施設で様式1～6とともに管理してください

【様式10】外部機関等への緊急連絡先

□外部機関等への緊急連絡先は以下を参考にして下さい。

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式10	外部機関の連絡先を整理する	必要な連絡先を追加する。	□

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

様式１０　記載例

１３　外部機関等の緊急連絡先一覧表

	連絡先	備考
岡山市災害対策本部	086-803-1600	
北区災害対策本部	086-803-1850	
中区災害対策本部	086-901-1643	
東区災害対策本部	086-944-5100	
南区災害対策本部	086-902-3500	
消防署	086－○○○－○○○○	
警察署	086－○○○－○○○○	
避難誘導等の支援者	086－○○○－○○○○	
医療機関	086－○○○－○○○○	
A会（系列グループホーム）	086－○○○－○○○○	
B小学校	086－○○○－○○○○	

※各施設の提携機関等を適宜追加して下さい

連絡先	連絡先
岡山市役所 □防災担当 □福祉担当	災害対策本部　086-803-1600 各担当課
消防署	119 （管轄の消防署を確認して下さい）
警察署	110 （管轄の消防署を確認して下さい）
支援者	
医療機関	

この様式は提出不要ですが、作成は必要です。
作成後は各施設で様式1～6とともに管理してください

【様式11】 避難誘導方法

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式11	利用者の特性を踏まえ、避難先までの移動手段と対応スタッフを整理する	避難・移動のための職員体制を検討する。 避難移動に必要な時間を検討・整理する。	□

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

様式１１　記載例

１４　対応別避難誘導一覧表

氏名	連絡先	対応内容	避難方法		氏名	備考
			立退き避難	屋内安全確保		
○○○○	012-3456-7890	1	徒歩	階段	○○○○	要介護度1

	施設利用者		避難誘導要員
対応内容	避難場所へ移動		担 当 者
	□単独歩行が可能な方	（　　）名	（　　）
	□介助が必要な方	（　　）名	（　　）
	□車いすを使用する方	（　　）名	（　　）
	□ストレッチャーや担架が必要な方	（　　）名	（　　）
	□そのほか（　　）	（　　）名	（　　）
	そのほかの対応		
	□ご自宅に帰宅する方	（　　）名	（　　）
	□病院に搬送する方	（　　）名	（
	□そのほか（　　）	（　　）名	（

作成のポイント！

■要配慮者の特性を踏まえた移動手段を整理する。

■誰が対応するかを決定する。

■移動に必要な時間を考える。

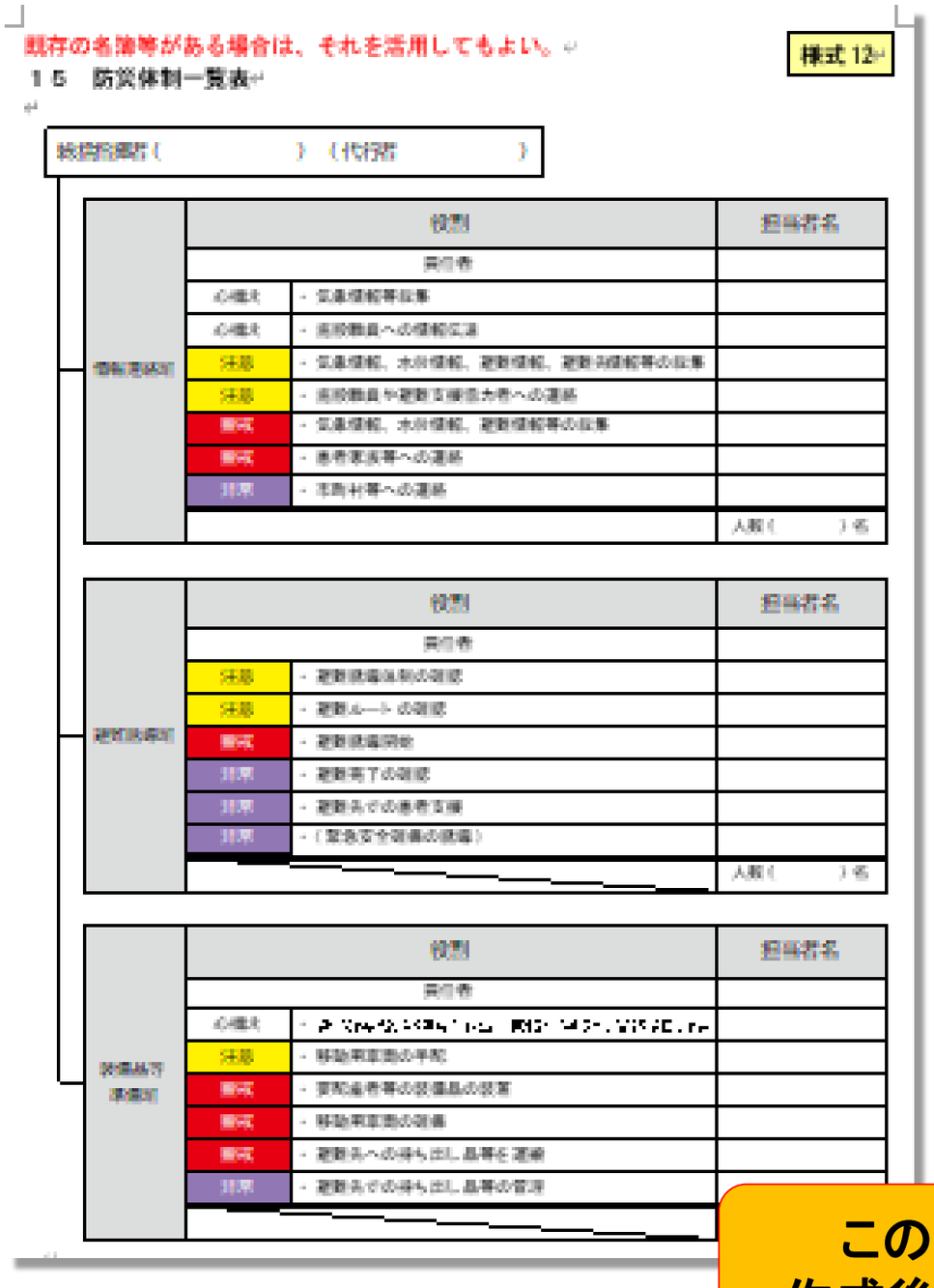
＜留意事項：移動手段等について＞

- 移送時に搬送車の手配が必要な場合、**夜間や大雨等の状況も念頭に、必要台数が手配できるか事前確認**が必要です。
- 十分な人員がいるかにも留意が必要です。
- 避難誘導にあたっては、独歩、護送（車いす）、担送（寝たきり）など、利用者の移動能力に応じて、搬送具や患者用ライフジャケット等の資器材の活用を含めた検討が必要です。
- 浸水によりエレベーターが停止すると自力移動困難者の移動に時間がより必要となることを念頭に、早めの避難準備開始が有効です。

この様式は提出不要ですが、作成は必要です。
作成後は各施設で様式1～6とともに管理してください

【様式12】 防災体制一覧表

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式12	災害時の役割分担を整理する	職員の参集が予定通り進まない場合も想定する。	□



様式 12

既存の名簿等がある場合は、それを活用してもよい。

１５　防災体制一覧表

統括管理者（　　）（代行者　　）

	役割		担当者名
情報連絡班	責任者		
	心構え	・気象情報等収集	
	心構え	・施設職員への情報伝達	
	休息	・気象情報、水位情報、避難情報、避難所情報等の収集	
	休息	・施設職員や避難する場合先等への連絡	
	開始	・気象情報、水位情報、避難情報等の収集	
	開始	・患者家族等への連絡	
	終了	・本部対策への連絡	
			人数（　　）名

	役割		担当者名
避難誘導班	責任者		
	休息	・避難経路体制の確認	
	休息	・避難ルート の確認	
	開始	・避難誘導開始	
	終了	・避難完了の確認	
	終了	・避難先での患者安確	
	終了	・（緊急安全確保の措置）	
			人数（　　）名

	役割		担当者名
救護給水 準備班	責任者		
	心構え	・ [illegible]	
	休息	・移動車両班の手配	
	開始	・医師薬剤等の医療品の搭載	
	開始	・移動車両班の出発	
	開始	・避難先への持ち出し品等を運搬	
	終了	・避難先での持ち出し品等の管理	

作成の手順

①各要員の役割に適した担当者を決める。

②各要員の対応内容を決める。

この様式は提出不要ですが、作成は必要です。
作成後は各施設で様式1～6とともに管理してください

【自衛水防組織】

１０．自衛水防組織の業務に関する事項

【様式７】 自衛水防組織の業務に関する事項

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式　７	自衛水防組織を位置付ける	様式集の記載を参考にする。	□
別添	自衛水防組織の概要を整理する	様式集の記載を参考にする。	□
別表１	防災体制を整理する	様式12を活用する。	□
別表２	備蓄品を整理する	様式5を活用する。	□

様式７

１０　自衛水防組織の業務に関する事項

（１）「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

（２）自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
①毎年　３　月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。
②毎年　３　月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

（３）自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、遅滞なく、当該事項を岡山市長へ報告する。

様式作成と提出について

自衛水防組織の設置は努力義務

設置した場合

様式６及び別添、別表１，２を作成

様式６のみ提出

設置しない場合

報告の必要なし（必要書類なし）

＜留意事項：自衛水防組織の設置について＞

- 施設利用者の安全確保のための体制のことであり、避難確保計画の検討内容に基づく防災体制に他なりません。
- 自衛水防組織の設置は努力義務ですが、設置することが望ましいと考えられます。**設置した場合、市町村への報告が必要です。**
- 既に自衛消防組織を設置している場合は、それらの情報も活用してください。

（ ※提出不要 ）

＊自衛水防組織活動要領

＊自衛水防組織の編成と任務

＊自衛水防組織装備品リスト

【別添】 自衛水防組織活動要領

別添

自衛水防組織活動要領

（自衛水防組織の編成）

第1条　管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2　自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1)統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2)統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3　管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4　自衛水防組織に、班を置く。

(1)　班は、統括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2)　各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3)　防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の職員を自衛水防組織の構成員として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第2条　管理権限者は、施設職員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2　特に、休日・夜間も施設内に患者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の施設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3　管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第3条　管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1)　自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2)　自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第4条　自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

②班構成を修正する

①施設名に変更する

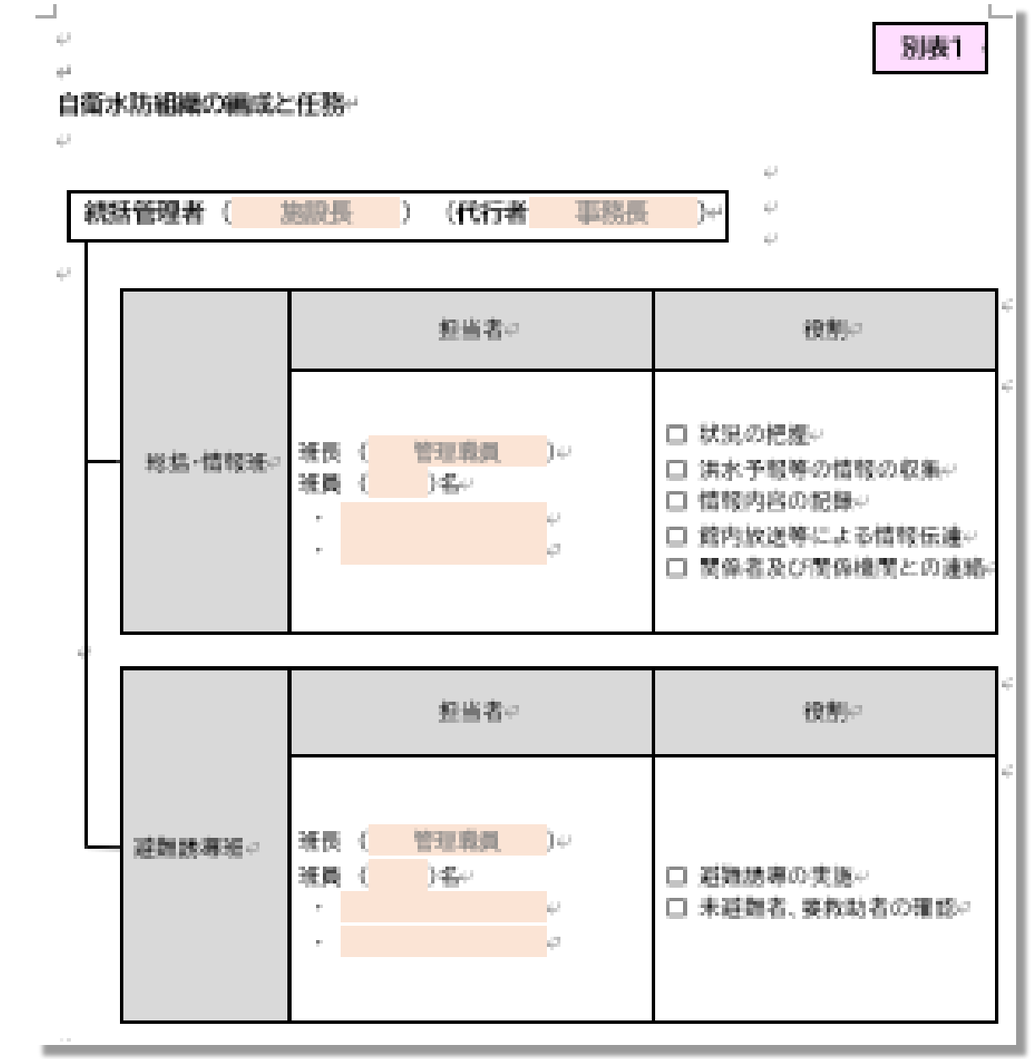
作成の手順

①施設名を変更する

②班構成を修正する

この様式は提出不要ですが、作成は必要です。
作成後は各施設で様式1～6とともに管理してください

【別表1・別表2】 自衛水防組織の業務

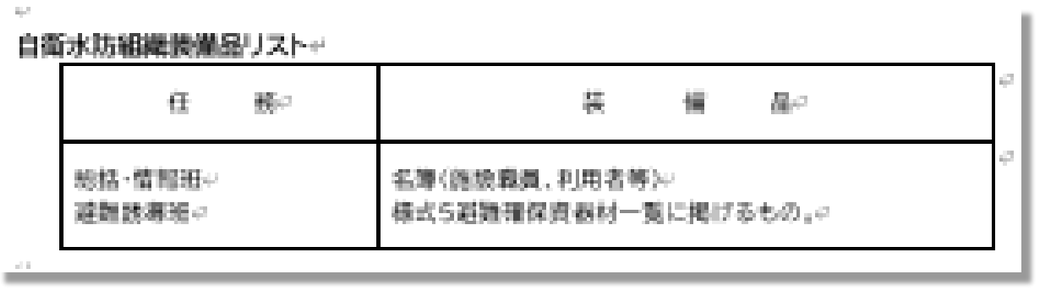


別表1

自衛水防組織の構成と任務

統括管理者（　施設長　）（代行者　事務長　）

	担当者	役割
総括・情報班	班長（　管理責任　） 班員（　　）名 ・ ・	□ 状況の把握 □ 洪水予報等の情報の収集 □ 情報内容の記録 □ 館内放送等による情報伝達 □ 関係者及び関係機関との連絡
避難誘導班	班長（　管理責任　） 班員（　　）名 ・ ・	□ 避難誘導の実施 □ 未避難者、要救助者の確認



自衛水防組織装備品リスト

任　　務	装　備　品
総括・情報班 避難誘導班	名簿（施設責任，利用者等） 様式5避難確保資機材一覧に掲げるもの。

作成の手順

【別表1】 様式12を活用する

【別表2】 様式5を活用する

【様式12　防災体制一覧表】を活用する

【様式5　避難の確保を図るための施設の整備】を活用する

この様式は提出不要ですが、作成は必要です。
作成後は各施設で様式1～6とともに管理してください

●最後に・・・

水防法

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三　第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2　前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3　市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

4　市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

5　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

6　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

7　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

●避難確保計画提出時に、チェックリストもご提出をお願いします！

岡山市ホームページ



避難確保計画作成方法

避難確保計画については、各施設が所在する場所における洪水・土砂災害の災害リスクに応じて、水害（洪水）または土砂災害の避難確保計画を作成してください。

避難確保計画作成にあたっては、国土交通省避難確保計画作成の手引き 別ウィンドウで開く を参考に作成してください。

避難確保計画の提出と一緒に、避難確保計画チェックリストもご提出をお願い致します。

避難確保計画チェックリスト

- 医療施設チェックリスト(ワード形式、40.11KB)
- 社会福祉施設チェックリスト (ワード形式、42.07KB)

提出先

作成された避難確保計画は岡山市役所の施設所管課へ提出してください。

避難訓練実施報告

令和3年5月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、避難訓練を実施した場合には施設管理者から市町村長に対して、訓練結果を報告することが義務化されました。

※岡山市における避難訓練想定災害は、「洪水」「土砂災害」のいずれかになります。

訓練実施結果報告書様式に内容を記入し、ご提出ください。

訓練実施結果報告書（様式）

社会福祉施設の避難確保計画（非常災害対策計画を含む）

チェックリスト

施設 チェック担当者名	市町村 チェック担当者名

施設名	
市町村名	

施設が有する災害リスク等の確認		施設 チェック欄	市町村 チェック欄
災害リスクの確認	洪水浸水想定区域内に位置するか	□ 位置する □ 位置していない	□ 位置する □ 位置していない
	土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域内に位置するか	□ 位置する □ 位置していない	□ 位置する □ 位置していない
市町村地域防災計画に当該施設が定められているか		□ 定められている □ 定められていない	□ 定めている □ 定めていない

計画 項目	チェック項目	施設 チェック欄	市町村 チェック欄
（ア）防災体制、情報収集及び伝達 （水防法施行規則 16 条一）洪水時の防災体制に関する事項、（土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 一）土砂災害が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項			
	1. 気象情報や河川情報、土砂災害に関する情報、避難情報の収集・伝達方法等を適切に定めているか 【着眼点】 □ 雨量情報や洪水予報、河川水位情報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報、市町村からの避難情報、その他避難に必要な情報を収集するタイミング、収集する者、収集する情報の種類、収集する方法を定めているか □ 収集した情報の伝達先、伝達方法を定めているか □ 避難に関して市町村と連絡を取り合う場合の連絡先や連絡するタイミング（避難開始時や避難完了時等）を定めているか □ 他の社会福祉施設等を避難先に選定している場合には、その連絡先や連絡するタイミングを定めているか	□ 対応済 □ 要改善	□ 適切 □ 要改善

●今後の予定

今後の予定（避難確保計画の対象災害について）

区域指定に伴い、来年度より、避難確保計画の対象災害に

高潮・津波が追加予定です！

津波災害警戒区域の指定について

県では、津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として、津波防災地域づくりに関する法律第 53 条に基づく津波災害警戒区域を指定しましたので、お知らせします。

記

1　指定日
令和８年３月17日（火）

2　関係市町
沿岸７市１町
（岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、瀬戸内市、浅口市及び里庄町）

3　指定する範囲
最大クラスの津波により浸水することが想定される範囲
（令和８年２月に公表した、南海トラフ巨大地震に係る県独自の被害想定における「津波浸水想定」と同じ範囲）

4　その他
①　区域内の要配慮者利用施設（※）の管理者は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化される。
※市町の地域防災計画に位置付けられた施設に限る。
②　区域内の宅地建物の取引において、宅地建物取引業法に基づく「重要事項説明」としての説明が義務化される。
③　建築や開発行為に関する制限はない。

（参　考）
区域指定に関する詳細な資料は、県ホームページで公開するほか、県危機管理課及び関係市町において縦覧に供する。
（県ホームページURL）https://www.pref.okayama.jp/page/1024353.html



岡山沿岸高潮浸水想定区域を指定します



岡山沿岸の高潮による浸水リスクについては、想定し得る最大規模の高潮浸水想定区域図を公表し、県民に広く周知しているところです。
このたび、市町等による高潮に対する警戒避難体制の整備促進を図るため、水防法に基づき、当該区域を高潮浸水想定区域として指定しますので、お知らせします。

記

1　指定日
令和８年３月１７日（火）

2　対象範囲
岡山沿岸の全域（兵庫県境～広島県境）

3　浸水想定区域
７市２町（岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、瀬戸内市、浅口市、早島町、里庄町）の一部の区域

4　指定による主な効果
・市町における警戒避難体制の整備
（地域防災計画の拡充、ハザードマップ作成等の義務化）
・市町の地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設における避難確保計画作成や避難訓練実施の義務化
・市街化調整区域における５０戸連たん制度において、想定浸水深３ｍ以上の区域は許可対象から除外

5　区域指定に関する資料
次の資料は、ホームページに掲載しています。
［URL］https://www.pref.okayama.jp/page/758511.html
・岡山沿岸高潮浸水想定区域図（浸水深）
・岡山沿岸高潮浸水想定区域図（浸水継続時間）
・岡山沿岸高潮浸水想定区域図解説書